

西脇市観光協会規約

(名称)

第1条 この会は、西脇市観光協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、西脇市役所内に置く。

(目的)

第3条 この会は、観光客の誘致を推進するため、西脇市における観光事業の振興及び観光資源の開発を図り、市民文化の高揚及び産業の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の保護、創出及び利活用並びに観光適地の選定
- (2) 観光物産の選定、開発及び育成
- (3) 観光客の誘致及び観光施設等での観光案内
- (4) 観光情報の収集、紹介及び発信
- (5) 観光メニューの企画及び実行並びに観光関連事業開催者への支援及び協賛
- (6) 観光振興及び観光事業の調査研究
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第5条 この会は、この会の趣旨に賛同する世帯、個人、団体及び法人をもって組織する。

2 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 世帯会員 西脇市内に住居を有する各世帯
- (2) 個人会員 個人及び各種グループ
- (3) 個人事業主会員 法人を設立せずに自ら事業を行っている個人
- (4) 法人会員 法人格を有する企業、団体等

(会費)

第6条 この会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 世帯会員の会費 年額 100円
- (2) 個人会員の会費 年額 1,000円
- (3) 個人事業主会員の会費 年額 3,000円
- (4) 法人会員の会費 年額 5,000円

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(選出)

第8条 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

2 理事は、商工観光関係等の民間各種団体を代表する者、市民を代表する者及び学識経験を有する者から選出する。

3 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 理事は、この会の運営に必要な事項を審議又は処理する。

(4) 監事は、この会の経理を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

(報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。ただし、役員が会務のために要した費用は支弁するものとする。

(顧問及び参与)

第12条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この会に関係ある者又は学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第13条 この会は、会務を行うため職員を置くことができる。

2 職員の任免は、会長が行う。

(会議の招集及び決定)

第14条 この会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の出席により成立する。ただし、総会については、委任状による場合も出席とみなす。

3 議事は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(総会)

第15条 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 総会は、世帯会員を代表する各自治会の長、個人会員、個人事業

主会員及び法人会員をもって開催する。

3 総会は、理事会の承認を得て、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項

(総会に代える理事会)

第16条 この会の運営上緊急やむを得ない事情があるときは、理事会をもって総会に代えることができる。

2 会長は、前項の会議を行ったときは、その結果を次に開く総会において報告しなければならない。

(部会等)

第17条 この会は、事業を円滑に推進し、又は専門の事項を調査検討するため、部会又は委員会を置くことができる。

2 部会又は委員会は、役員のうちから構成する。ただし、必要と認める場合は、役員以外の者も会議に出席させることができる。

(会計)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 この会の経費は、会費、補助金、寄附金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

3 この会の事業遂行上、特に必要がある場合は、一般会計の他に特別会計を設けることができる。

4 特別会計の設置又は廃止は、理事会において協議し、総会において承認を得る。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で協議し、別に会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成19年6月15日から施行する。

2 この会の当初の召集は、この会の設立準備会座長が招集する。

3 この会の当初の役員は、この規約の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。